

平成 2 6 年 度 答 申 第 2 号

(平成 2 6 年 1 1 月 1 4 日)

宝 塚 市 個 人 情 報 保 護 ・ 情 報 公 開 審 査 会

答 申 第 2 号

平成26年11月14日

(2014年)

宝塚市長 中 川 智 子 様

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会

会長 山 下 淳

情報部分公開決定に係る異議申立てについて（答申）

平成26年（2014年）2月10日付け諮問第32号で諮問のあった情報部分公開決定に係る異議申立てについて、当審査会は、慎重に審査した結果、下記のとおり答申する。

記

別紙のとおり

以上

(別紙)

第1 審査会の結論

宝塚市長が行った存否応答拒否決定は妥当である。

ただし、宝塚市長が行った部分公開決定については、別表2に記載した公文書について、異議申立人から情報公開請求があった文書として特定の上、第5審査会の判断の2非公開理由についてのうち、(2)イ及び(3)イに示す審査会の判断に基づき、改めて公開又は非公開の決定をするべきである。その余の部分を非公開としたことは妥当である。

第2 諮問までの経過

1 情報公開請求

平成25年11月14日に、異議申立人は、宝塚市情報公開条例（平成12年条例第50号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づき、宝塚市長（以下「実施機関」という。）に対して情報の公開を請求した。

異議申立人が公開を請求する公文書の件名又は内容は、「①平成24年10月頃にA氏を刑事告発した根拠を示す文書一式（庁内決裁文書等、公職者からの働きかけ報告書等も含む。）、②宝塚市小浜財産区管理会から各種団体への補助金について、平成22年度、平成23年度、平成24年度及び平成25年度の支出金交付（庁内起案決裁文書も含む。）文書の一式、並びに③公職者からの宝塚市小浜財産区管理会を巡る要望や提言、依頼等を受けた内容の記録について、公益通報者保護制度に基づき平成23年7月以後の一連の資料」であった。

2 実施機関の決定

平成25年11月28日に、実施機関は、上記1の①平成24年10月頃にA氏を刑事告発した根拠を示す文書一式については、宝管財第432号の2において存否応答拒否決定（以下「本件存否応答拒否決定処分」という。）を行うとともに、上記1の②平成22年度から平成25年度までの宝塚市小浜財産区管理会から各種団体への補助金交付に関する文書一式、及び③公職者からの要望等の記録票については、別表1のとおり公文書を特定し、宝管財第432号において部分公開決定（以下「本件部分公開決定処分」という。）を行い、条例第10条第2項に基づき異議申立人に対して通知した。

実施機関が本件存否応答拒否決定処分において存否を答えることができない理由は、「特定の個人が刑事告発されたかどうかの情報については、個人に関する情報で通常他人に知られたくないと認められるものであるため、非公開情報に該当します。この情報については、存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなるため、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否するものです。」というものであった。

また、実施機関が本件部分公開決定処分において公開しないことと決定した部分及び理由は、任意の団体の構成員の氏名、住所、電話番号及び印影等並びに取引先従業員個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、通常他人に知られたくないと認められるものであり（条例第7条第1項第1号該当）、法人その他の団体の口座番号、預金残高、預金通帳の写しなどの金融機関の口座に関する情報は、法人その他の団体の財産及び財務会計に関する情報であり、公にすることにより当該法人等の正当な利益を害すると認められるものであるため（条例第7条第1項第2号該当）というものであった。

3 異議申立て

平成25年12月25日に、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件存否応答拒否決定処分及び本件部分公開決定処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

4 諮問

平成26年2月10日に、実施機関は、条例第15条の規定に基づき、宝塚市個人情報保護・情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件異議申立てについて諮問した。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立人は、本件存否応答拒否決定処分及び本件部分公開決定処分を改め、請求どおりの情報公開を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主な理由は、次のとおり要約される。

(1) 刑事告発した根拠を示す文書一式について

公開請求された公文書については、存在するか否かを答えただけで非公開情報を公開することとなり、又、A氏を刑事告発した文書についても、個人に関することとして情報公開を拒否されたが、改めて公開を求める。A氏は、特別地方公共団体である財産区管理会の会長を務めており、その当時の行為に関して市が刑事告発したものであり、公務員に準ずる者と認められる。よって個人情報の対象とは認められないので申請のとおり、情報公開を求めるものである。

- (2) 平成22年度から平成25年度までの宝塚市小浜財産区管理会から各種団体への補助金交付に関する文書一式について

小浜財産区管理会からの各種団体への補助金支出のうち、小浜の町並みを愛する会に対して、平成22年度、平成24年度、平成25年度に補助金交付しなかった法的根拠を示す文書一式（庁内起案決裁文書含む）を請求する。平成23年度については補助金が交付されたが、法的根拠を示す文書一式の開示を求める。

- (3) 公職者からの要望等の記録票について

平成24年9月及び12月の市議会において、市議会議員が発言されたり、一連の中傷文書を地域に配布された内容について、管財課に資料請求及び要望、提言があった事実の一連の記録や報告書、全ての開示を求める。

第4 実施機関の説明

実施機関が本件存否応答拒否決定処分及び本件部分公開決定処分を行った理由及び補足した説明等については、主に次のとおりである。

- 1 刑事告発に関する文書について

何人も自己の名誉、信用、プライバシーに関する事項については、不当に他人に知らされずに生活をする権利を有し、これは人の基本的権利として尊重されなければならないものであり、プライバシーに関する情報は、いったん公開してしまうと当該個人に回復困難な損害を与えるおそれがあるので、慎重に判断しなければならない。

刑事告発に関する文書は、仮に当該個人情報載った公文書が存在しない場合には不存在と答え、存在する場合には存否応答拒否決定を行うのであれば、情報公開請求者に非公開情報を公開してしまうことになる。

したがって、刑事告発に関する文書については、常に存否を明らかに

しないで拒否することが必要であるとともに、実施機関における公文書の取扱いについては慎重を期す必要がある。以上のことより、かかる情報に関する公開請求については、常に存否を明らかにしないで拒否することが要請される。

2 平成22年度から平成25年度までの宝塚市小浜財産区管理会から各種団体への補助金交付に関する文書について

(1) 条例第7条第1項第1号（個人情報）該当性について

平成22年度から平成25年度までの宝塚市小浜財産区管理会から各種団体への補助金交付に関する文書の中には、地域住民で構成する任意の団体の構成員個人の氏名、住所、電話番号及び印影並びに領収書に記載された法人等の従業員個人の氏名及び印影が含まれている。地域住民個人の氏名、住所、電話番号及び印影並びに法人等の従業員個人の氏名及び印影は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、通常他人に知られたいと認められるものであり、条例第7条第1項第1号に該当する。

(2) 条例第7条第1項第2号（法人等情報）該当性について

平成22年度から平成25年度までの宝塚市小浜財産区管理会から各種団体への補助金交付に関する文書の中には、地域住民で構成する任意の団体が保有する預金口座に係る口座番号、預金残高、預金通帳の写し及び領収書に記載された法人が保有する預金口座に係る口座番号等に関する情報が含まれている。法人その他の団体が保有する預金口座に係る口座番号等の情報は、法人その他の団体の財産及び財務会計に関する情報であり、公にすることにより当該法人等の正当な利益を害すると認められるものであり、条例第7条第1項第2号に該当する。

第5 審査会の判断

1 公開請求の対象文書について

異議申立人は、特定の個人に係る刑事告発に関する文書の公開を求めているため、審査会では、特定の個人に係る刑事告発に関する文書が、その存否を答えるだけで、非公開情報を公開することとなるかについて検討する。

また、異議申立人は、平成22年度から平成25年度までの宝塚市小浜財産区管理会から各種団体への補助金交付に関する法的根拠を示す文書一式及び公職者からの資料請求や要望等があった事実を記録した文

書一式の公開を求めているため、すでに本件部分公開決定処分で公開した文書以外に、平成22年度から平成25年度までの宝塚市小浜財産区管理会から各種団体への補助金交付に関する法的根拠を示す文書及び公職者からの資料請求、要望等の記録に関する文書を実施機関が保有しているかどうかについて検討する。

2 非公開理由について

(1) 特定の個人に係る刑事告発に関する文書について

特定の個人が刑事告発又は刑事告訴されたかどうかの情報については、個人に関する情報であり、一般的に他人に知られたくないものと認められる。また、実施機関が、特定の個人に係る刑事告発又は刑事告訴に関する文書が存在しない場合には不存在と答え、存在する場合には存否応答拒否を行うのであれば、情報公開請求者に非公開情報を公開してしまうことになる。したがって、特定の個人に係る刑事告発に関する文書は、その存否を答えるだけで、条例第7条に規定する非公開情報を公開することとなるため、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であると認められ、条例第9条の2の規定により実施機関が行った本件存否応答拒否決定は妥当であると考えられる。

(2) 平成22年度から平成25年度までの宝塚市小浜財産区管理会から各種団体への補助金交付に関する文書について

ア 実施機関は、平成22年度から平成25年度までの宝塚市小浜財産区管理会から各種団体への補助金交付に関する文書として、別紙1の1から4までに記載する7件の文書を特定し、本件部分公開決定処分を行った。

当審査会は、すでに公開した文書以外に、小浜の町並みを愛する会に対して、平成22年度、平成24年度及び平成25年度に補助金交付しなかった法的根拠を示す文書並びに平成23年度に補助金を交付した法的根拠を示す文書が存在しないか、実施機関に確認した。

実施機関の説明によると、小浜の町並みを愛する会に対する補助金は、特別地方公共団体である小浜財産区の区有金から支出するものであり、支出の処理としては、当該財産区の管理会が地域の団体から提出された補助金交付申請書及び予算書等の添付書類の内容を審査し、当該財産区の区有金を充当することに同意したものについて、財産区管理者である実施機関が、宝塚市財産区財産の管理及び処分に関する条例（昭和56年条例第17号）第3条に定める用途に補

助金が該当し、補助金の交付が公益上必要であると認める場合に、
決裁文書により交付を決定しているとのことである。よって、補助
金の交付又は不交付を決定した法的根拠を示す文書については、特
に作成する必要がないため、作成していないとのことである。

当審査会としても、公開を求める文書が明確ではないが、調査し
たところ、すでに公開した公文書以外の文書の存在を確認すること
はできなかった。

以上のことから、当審査会としては、実施機関の判断が不当とま
では言えないと考える。

イ 異議申立人による意見陳述において、情報公開請求の内容を確認
し、別表2の1及び2に記載する文書が公開請求の対象文書に含まれ
ることが判明したため、当該文書の公開又は非公開について当審査
会の判断を示すものとする。

別表2の1の文書は、小浜財産区管理者である実施機関が、小浜財
産区管理会に対して区有金の返還を求めたときの決裁文書であり、
別表2の2の文書は、補助金に関する地域住民からの要望に対する実
施機関の回答に係る決裁文書である。

別表2の1及び2の文書には地域住民及び任意の団体の構成員の氏
名が記載されており、これらの情報は個人に関する情報であって、
通常他人に知られたくないと認められる（条例第7条第1項第1号該
当）。また、別表2の1の文書には小浜財産区管理会の口座番号が記
載され、及び預金通帳の写しが添付されており、これらの情報は小
浜財産区管理会の財産及び財務会計に関する情報であり、その情報
を公開することにより当該団体の正当な利益を害すると認められる
（条例第7条第1項第2号該当）。さらに、当該文書には区有金の返
還請求等に係る実施機関と顧問弁護士との相談、協議に関する法律
相談の結果等が記載されており、その内容を公開することにより、
今後の実施機関の区有金の返還請求等に関する事務の適正かつ円滑
な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる（条例第7
条第1項第6号該当）。

したがって、実施機関は、これらの個人情報、法人情報及び事務
事業執行情報に該当する部分を除き、別表2の1及び2の文書を公開
すべきである。

(3) 公職者からの要望等の記録について

ア 宝塚市では、平成23年7月1日から宝塚市公正な職務執行の確保に関する条例（平成23年条例第2号）を施行し、公職者から要望、提案などがあれば、その内容を要望等記録票に記録することとなっている。実施機関は、公職者からの要望等の記録として別表1の5に記載する3件の文書を特定し、本件部分公開決定処分を行った。

実施機関の説明によると、公職者からの要望等を記録した文書については、すでに公開した文書しか作成しておらず、それ以外に公職者からの要望や資料提供の依頼があったことを示す文書は作成していないとのことである。

当審査会としても、調査したが、すでに公開した公文書以外の文書の存在を確認することはできなかった。

以上のことから、当審査会としては、実施機関の判断が不当とまでは言えないと考える。

イ 異議申立人による意見陳述において、情報公開請求の内容を確認し、別表2の3に記載する文書が公開請求の対象文書に含まれることが判明したため、当該文書の公開又は非公開について当審査会の判断を示すものとする。

別表2の3に記載する文書は、公職者から小浜財産区管理会の区有金の処理に関する資料の提供を依頼され、資料提供を行ったときの決裁文書であり、公開すべき公文書であるが、任意の団体の代表者の氏名及び元財産区管理委員の資格等に関する情報が記載されており、これらの情報は個人に関する情報であって、通常他人に知られたくないと認められるもの（条例第7条第1項第1号該当）である。したがって、実施機関は、これらの個人情報に該当する部分を除き、公開すべきである。

3 結論

以上の理由から、当審査会は、前記第1審査会の結論のとおり判断するものである。

別表 1

番号	特定した公文書
1	平成22年度分（2010年度分）に係る宝塚市小浜財産区管理会から各種団体への補助金交付の文書 (1) 平成22年（2010年）6月4日付け決裁 「財産区財産会計支出（団体活動運営補助金）について（小浜財産区）」 (2) 平成23年（2011年）3月16日付け決裁 「財産区管理会会計処理に係る協議経過報告及び、団体活動運営補助金の交付について（小浜財産区）」
2	平成23年度分（2011年度分）に係る宝塚市小浜財産区管理会から各種団体への補助金交付の文書 (1) 平成24年（2012年）3月29日付け決裁 「財産区管理事業補助金（団体活動運営補助金）の交付について（小浜財産区）」 (2) 平成24年（2012年）4月12日付け決裁 「財産区管理事業補助金（団体活動運営補助金）交付の取り止めについて（小浜財産区）」
3	平成24年度分（2012年度分）に係る宝塚市小浜財産区管理会から各種団体への補助金交付の文書 (1) 平成24年（2012年）10月1日付け決裁 「財産区管理事業補助金（団体活動運営補助金）の交付について（小浜財産区）」 (2) 平成25年（2013年）2月5日付け決裁 「団体活動運営補助金の交付について（小浜財産区）」
4	平成25年度分（2013年度分）に係る宝塚市小浜財産区管理会から各種団体への補助金交付の文書 平成25年（2013年）7月5日付け決裁 「財産区管理事業補助金（団体活動運営補助金）の交付について（小浜財産区）」
5	公職者からの、宝塚市小浜財産区管理会を巡る、要望や提言、依頼などを受けた内容の記録について、平成23年7月以後の一連の資料 (1) 平成23年（2011年）12月1日付け 「要望等記録票」（平成23年（2011年）11月25日分） (2) 平成23年（2011年）12月1日付け 「要望等記録票」（平成23年（2011年）11月28日分） (3) 平成23年（2011年）12月1日付け 「要望等記録票」（平成23年（2011年）11月29日分）

別表 2

番号	公文書
1	平成23年（2011年）1月25日付け決裁「小浜財産区管理会顛末書及び区有金返還について」

2	平成24年（2012年）年3月28日付け決裁「補助金交付等に関する要望の回答について（小浜財産区）」
3	平成23年（2011年）12月14日付け決裁「資料の提供について（小浜財産区）」

(別紙)

1 宝塚市個人情報保護・情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職 等
荒川 雅行	関西学院大学法科大学院教授（刑法）
岡本 英子	弁護士（大阪弁護士会）
水谷 恭子	弁護士（兵庫県弁護士会）
柳井 健一 （会長代理）	関西学院大学法学部教授（憲法）
山下 淳 （会長）	関西学院大学法学部教授（行政法）

2 審査過程

	日 程	内 容
1	平成26年 2月10日	諮問
2	平成26年 3月17日	実施機関による非公開理由説明
3	平成26年 4月17日	異議申立人による意見陳述
4	平成26年 7月15日	審査
5	平成26年 9月10日	審査
6	平成26年10月16日	審査
7	平成26年11月13日	審査
8	平成26年11月14日	答申